

第4次総合計画後期基本計画を策定します	2ページ
ごみ減量化に向けた協議が始まる	3
市保育士を募集	4
市議会6月定例会から	6
飯山市の企業誘致の取り組み	6
魅力ある中学校づくりを目指して	7
「いイヤまつり」開催します	8
菜の花タクシーのご利用方法	9
下水道のつなぎ込みをお願いします	10
	11

飯山市第4次総合計画前期基本計画が今年度で終了

後期基本計画策定にあたりご意見をお寄せください

飯山市では昭和48年度より、10年ごとに総合計画を策定し、長期的な計画で飯山市づくりに取り組んでいます。

現在の平成15年度からの第4次総合計画のうち19年度までの前期基本計画に基づき施策を実施していますが、平成20年度からの5ヶ

年の後期基本計画を今年度に策定します。計画策定にあたっては、広く市民の皆さんからご提案、ご意見をお聴きし計画に反映させたいと考えておりますので、左記の2点についてご意見をお寄せください。

■募集する提案・意見の主題

- ①あなたが考える飯山市の課題
- ②今後5ヶ年で重要と思う事業、施策、その他ご意見

■様式

各地区活性化センターにある様式、または無記名の任意の様式でも結構です。市のホームページからもダウンロードできます。

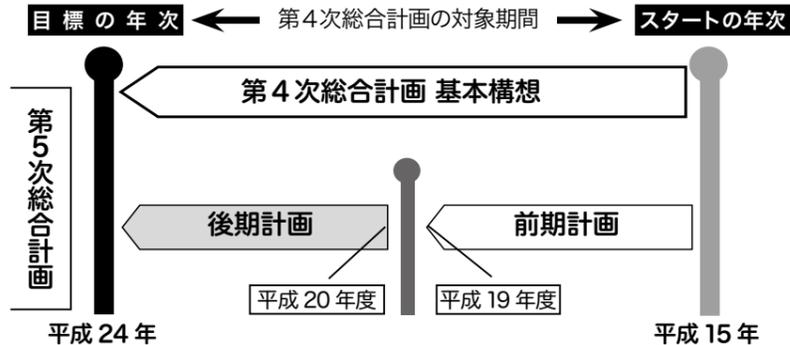
■提出先

各地区活性化センターまたは市役所企画財政課までお願いします。

■期限 8月31日(金)

■お問い合わせ

企画財政課企画調整係
☎62-3111 内線391



△第1回の審議会では役員選出の他、市の現状説明や審議会のスケジュールなどが話し合われました。

飯山市廃棄物減量等推進審議会の第1回を開催

市ではごみの分別収集や再資源化を市民の皆さんのご理解とご協力で推進しており、今年度は「減らそう可燃ごみ」を呼びかけ、55トン(17年度可燃ごみの1%)削減を目標に取り組んでいます。今回、市の条例に基づき、「ごみの減量化をいかに推進していくべきか」を研究・協議し、市長に答申していただく飯山市廃棄物減量等推進審議会の委員を7月9日に委嘱。同日、第1回の審議会が

- 開催され、互選の結果、会長には小林睦子さん、職務代理人に小野澤明さんが決まりました。
- 審議会委員は次の方々で、任期は2年です。
- ※すべて敬称略、順不同
- 委員 ◇小林睦子(飯山くらしの会) ◇常田綾子(同) ◇金井芳久(飯山市環境衛生委員協議会) ◇窪田逸夫(同) ◇小野澤明(飯山商工会議所) ◇佐藤順子(同) ◇清水久美子(コープながの総合企画室) ◇水野晴光(飯山市議会) ◇小林初子(同) ◇大平康雄(飯山市区長会協議会) ◇浅野けさ江(公募)
- ◇中澤のり子(同)
- アドバイザー ◇丸山征一(市出身学識者) ◇表秀孝(長野大学名誉教授) ◇栗田たか子(上田市ごみ減量アドバイザー)

県職員2人に飯山市から辞令

税込納率向上に市と県が協働で取り組みます

県税務課では昨年より県内の市町村と協働で未納の市・県民税等の徴収を行っています。今年度は飯山市でも市職員と県職員が協働で税金の徴収や滞納処分を行うこととなり、7月4日、徴収にあたる県職員2名への辞令交付が市役所で行われました。

併任となった県職員は、滞納者に対する徴収、差し押さえ等の滞納処分を市職員と協働して行い、市・県

民税の他にも固定資産税や国保税などもあわせて徴収等を行います。

飯山市の市・県民税収納率は県内19市で第1位ですが、収納率が低い固定資産税などすべての税目をあわせた収納率は、19市中、下から2番目となっています。昨年からは差し押さえをした動産の公売にインターネット公売を活用するなど、徴収体制を強化していますが、収納率の飛躍的な



△県税務課の職員2名には、市職員の併任辞令が手渡されました。

向上には至っていません。今後は県職員が持つ知識や経験を借りながら、徴収率の向上に努めていきます。

児童扶養手当の受給手続きはお済みですか

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない、18歳に達した年の年度末までの児童を養育している母親や、母親にかわってその児童と同居し養育している方に対して支給される手当です。

児童扶養手当は申請をした日の翌月から支給対象となります。離婚などにより新たに該当になった方は、早めに手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、既に児童扶養手当を受給されている方は、1年に一度、更新のために現況届の提出が必要となります。現況届の受付は8月を予定しています。該当する

手当の額は、所得の額に応じて月額9850円～4万1720円が支給されます。ただし、支給制限が設けられており、所得が制

限額を超えた場合には、手当の支給は停止されます。児童扶養手当は申請をした日の翌月から支給対象となります。離婚などにより新たに該当になった方は、早めに手続きをしていただくようお願いいたします。



方には後日通知でお知らせします。

お問い合わせ
教育委員会事務局
子ども課子育て支援係
☎3111 内線364

飯山市職員(保育士)を募集

市では、来春採用予定の市職員(保育士)を次のとおり募集します。

募集職種および人数

中級(保育士)：若干名

受験資格 昭和53年4月2日～昭和63年4月1日まで

に生まれ、児童福祉法(昭和22年法律第64号)の規定

に基づく保育士の資格を有する者(平成20年3月31日

までに取得見込みの者を含む)

※受験できない者

①日本国籍を有しない者

②地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

住所要件

①平成19年7月1日現在、飯山市に居住しており、引き続き飯山市に居住予定の者

②平成19年7月1日現在、他市町村等に居住している者で、採用後は飯山市に居住予定の者

申込受付期間 8月3日(金)～8月10日(金)(郵送は8月10日消印有効)

試験日等

・期日 9月16日(日)

・受付 午前8時45分～

会場 飯山市役所
試験項目 教養・性格・専門・作文
合格発表 10月中旬までに受験者全員に通知
二次試験 10月29日(月)。最終合格発表者は11月中旬の予定です。
受験手続 市で交付する所定の申込書(市のホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入し、自筆の履歴書を添えて申し込みください。
※自筆の履歴書：写真を貼付すること。様式は市販のもので構いませんが、学歴・職歴・免許・資格・課外活動歴等を記載。最終学歴欄には必ず学部学科(専攻)名を記入する。
お問い合わせ
市役所庶務課庶務係
☎3111 内線333
(担当 池川)

